

事業名：国道12号白石本通第二電線共同溝PFI事業

令和5年9月25日に公告した入札説明書等に関する  
質問に対する回答(第1回)

令和5年10月18日

国土交通省 北海道開発局 札幌開発建設部

国道12号白石本通第二電線共同溝PFI事業 入札説明書等に関する質問に対する回答(第1回)

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
1	事業契約書(案)	12	第2章	第23条	4		事業費の確定	「数量の増減が著しく工事費合意書の記載事項に影響があると認められる場合」との記載について、数量の増減が著しいとはどの程度を想定しておりますでしょうか、ご教示願います。	数量が大幅に変動する場合を想定しています。具体的には、発注者と協議の上、決定いたします。
2	事業契約書(案)	18	第2章	第37条	5		法令変更による措置	「発注者は、法令等の変更等により本事業に係る事業者の費用が減少すると合理的に見込まれる場合には、合理的な金額の範囲内で事業費を減額することができる」とありますが、工程数量を減らし、減額するという認識でよろしいでしょうか。	事業の完了に必要な工程、数量を履行することを前提に、基準等の改定に伴い減額が生じる場合とご承知おきください。
3	事業契約書(案)	21	第3章	第45条	1		調査業務等	近隣の事前家屋調査が必要な場合は調査業務期間に含まれる認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
4	事業契約書(案)	24	第4章	第55条の2			事業者による中間技術検査	中間技術検査については、引渡予定日前に入線及び抜柱を可能とするための手段であり、部分引渡を可能とするものではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
5	事業契約書(案)	32	第7章	第76条			施設整備費の支払	「令和15年4月1日以降事業期間にわたり、年1回、全20回、各事業年度の翌月末(ただし、初回は令和16年4月30日とする。）」となっておりますが、初回の請求を1年早め、全21回払いとできないでしょうか。	支払時期及び支払い回数は変更できません。
6	事業契約書(案)	45	第10章	第95条			本契約の変更	「本契約(別紙を含む。)の変更は、発注者及び事業者の書面による合意によらない限り、効力を生じない。」とありますが、この書面には発注者と取り交わす協議簿も含まれているとの理解でよろしいでしょうか。	「発注者及び事業者の書面による合意」は、変更契約書や、事業契約の変更に係る合意書を示します。協議簿のみでは「書面による合意」に該当しませんが、上記書面は協議簿をはじめ事業者との協議結果を踏まえ作成します。
7	要求水準書	3	第1	7	(5)	1)	事業期間	「1)調査・設計業務、工事業務:事業契約の締結～令和15年3月末」とありますが、調査・設計業務、工事業務はそれぞれのくらの所要期間を見込んでいるのでしょうか。	調査・設計業務を約2年、工事業務を約7年見込んでいますが、所要期間は事業者で判断願います。見積参考資料に積算条件資料を添付します。
8	要求水準書	15	第2	2	(2)	1)	②データ解析	「調査したデータを解析し、埋設物等の可能性がある信号が検出された箇所について、事前調査の埋設物情報を考慮し、最終的な埋設物などの有無を判断する」と記載ありますが、レーダー探査及び埋設物の管理者に対して調査及び確認にて判断できなく試験掘りを要す場合は、協議の上、設計変更対象と考えてよろしいでしょうか。	試掘実施の可否及び設計変更対象の可否は、発注者と協議の上、決定します。
9	要求水準書	15	第2	2	(2)	3)	歩道詳細設計	「白石本通第二電線共同溝整備区間において、電線共同溝設計にあたり、歩道部のバリアフリー化検討を行うため、歩道詳細検討を行う」と記載ありますが、バリアフリー化に伴い民地の改修が必要となった場合、協議の上、設計変更対象と考えてよろしいでしょうか。	歩道部のバリアフリー化は道路敷地内で計画を立てることが基本となるため、バリアフリー化に伴い民地の改修は発生しないと考えております。
10	要求水準書	22	第2	3	(5)		事業説明、地元・関係者機関調整等	「説明対象者と周知方法については札幌開発建設部及び札幌市と協議の上で決定し、十分な周知期間を確保するものとする」と記載がありますが、協議決定の時期はいつ頃を予定されているか、ご教授願います。	本事業において事業者が札幌開発建設部及び札幌市と協議・検討の上、時期を決定してください。
11	要求水準書	23	第2	3	(6)		・委託工事実施に係る協議及び調整	「(6) 参画事業者との調整・協議:10機関(対象企業者数)」とありますが、<対象事業者>は11機関が記載されております。整合性を図っていただきたくお願い致します。	実施方針の質問回答No.15で回答のとおりです。
12	要求水準書	23	第2	3	(7)		地下占用户との調整協議	地下占用户と協議し、支障移設が必要となった場合、支障移設に多大な期間を要する場合は工期の設計変更は可能でしょうか。	工期変更の可否は、発注者と協議の上、決定いたします。
13	要求水準書	28	第3	1	(8)		除雪について	「作業箇所全般において、除雪が必要になる場合があるが、実施方法等は札幌開発建設部と協議するものとする」と記載ありますが、除雪費用は協議の上、設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	設計変更対象の可否は、発注者と協議の上、決定いたします。
14	要求水準書	29	第3	1	(10)	8)	追加特記事項	「本工事において、施工機械の振動レベルを調査するための試験施工を行う場合がある。また、試験施工結果を施工計画に反映する場合があるため、札幌開発建設部と協議すること」と記載ありますが、施工計画作成前に試験施工を行う場合があると認識しますが、使用する機械等はどの程度を想定されているのでしょうか、ご教授願います。	振動騒音に配慮した上で、任意の使用機械等を選定願います。
15	要求水準書	29	第3	1	(10)	10)	追加特記事項	「仮舗装後は、「仮舗装」であることがわかるように、マーキングすること」と記載ありますが、マーキングの頻度はどの程度を想定されているか、ご教授願います。	マーキングの頻度は、日々の施工範囲の起点・終点に各1箇所づつを想定しています。

国道12号白石本通第二電線共同溝PFI事業 入札説明書等に関する質問に対する回答(第1回)

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
16	要求水準書	29	第3	1	(10)	12)	追加特記事項	「特殊部施工後の地上機器設置開口部は必ず閉鎖し、転落防止処置を講ずること」と記載がありますが、閉鎖する期間(特殊部施工後から地上機器設置まで)と材質はどのようにお考えでしょうか。 50～51項(10)抜柱完了時期に入線・抜柱を含めた業務報告等と提出時の記載があります。業務開始後速やかに入線・抜柱実施計画書を提出するにあたり必要かと認識しておりますので、ご教授願います。	閉鎖する期間は、開口部分が無くなり転落の恐れが無くなる時まで(特殊部施工後から地上機器設置まで)とし、材質は転落など第三者被害が発生しない材質・方法で閉鎖願います。具体的には、施工前に発注者と協議願います。
17	要求水準書	30	第3	1	(12)	1)	実施時期	「事業者は、入線を行う予定日、または自ら行う完成検査の14日前までに、札幌開発建設部に中間技術検査依頼書を提出するものとする」と記載ありますが、入線予定について現時点における予定はどのようにお考えでしょうか、ご教授願います。	現時点では入線予定は決まっておりません。入線に関しては、事業者において協議・調整をお願いいたします。
18	要求水準書	44	第3	2	(14)	1)	建設現場の遠隔臨場に関する試行について	「本工事は、遠隔臨場試行工事の対象とする場合がある」と記載ありますが、対象となった場合、それらにかかわる費用は設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。また、その際に要するWEBシステムは何を想定されているでしょうか。また、協議の上、システム等を決定いただけたとの認識でよろしいでしょうか。	前段については対象となった場合には設計変更の対象とします。 中段、後段については発注者と協議の上、WEBシステムを決定します。
19	要求水準書	48	第3	2	(24)	2)	定義	①「本工事では、施工者の希望により、(中略)(ICT活用工事)を実施するものとする。」との記載から、ICT工事を実施しなくても要求水準を満たしている、と理解してよろしいでしょうか。 また、ICT活用工事を実施した場合の施工費は設計変更の対象であり、積算基準に電線共同溝のICT単価がないことから見積採用による精算するとの理解でよろしいでしょうか(P17_第2.(4).1).①より)	前段については施工者希望型のため、ICT工事を実施しなくても要求水準を満たすと判断します。 後段についてはICT機械を使用した場合、設計変更の対象とし、費用については発注者と協議の上、決定します。
20	要求水準書	56	第5	2	(2)	5)	要求水準	ア)「点検基準:個別点検 33-5ハンドホール等」と記載があるが、この「33-5」とは何を表しているのか、ご教示願います。	電気通信施設点検業務標準歩掛(案)の歩掛番号であり、明示する必要が無いため要求水準書の記載を修正します。
21	要求水準書	57	第5	2	(3)	1) 2)	特記事項	事業者の責めによらない緊急点検については設計変更の対象となるとの理解でよろしいでしょうか?	設計変更対象の可否は、発注者と協議の上、決定します。
22	要求水準書 別添(別紙資料4)	2	2	2-1	2		試験用具	φ75・100・125・130・150の導通試験の方法について規定されておりますが、施工品質管理にも同様の適用と認識してよろしいでしょうか。	要求水準書 別添(別紙資料4)の差し替えを行います。差し替えました試験方法での施工品質管理をお願い致します。
23	事業者等が付す保険等	2	第1	2	(3)	⑤	付保条件	「土木工事保険」について、「保険金額は、本施設の工事費(消費税及び地方消費税を含む。)とする。」とありますが、保険会社に確認したところ、日本国内では以下の内容が加入できる上限であり、支払限度額の設定が必要と回答を頂いております。 支払限度額を設定してよろしいでしょうか。 《限度額(例)》 保険金額:1事故限度額5,000万円(期間中限度額1億円)	保険金額は、本施設の工事費(消費税を含む)としてください。支払限度額の設定は可能とします。
24	事業者等が付す保険等	1 2	第1	1 2	(3) (3)		付保条件	事業者や構成企業が毎年契約している、土木工事保険や第三者賠償責任保険があり、今回の付保条件を満たすと判断された場合は、既存の保険を利用することで、本PFI事業に特化した保険に加入する必要はないとの認識でよろしいでしょうか。(なお、期間は担保できないので毎年契約書を提示することを前提としています)	付保条件を満たすことが確認できれば、改めて加入する必要はありません。
25	事業者等が付す保険等	1 2	第1	1 2	(3) (3)	① ②	付保条件	履行保証保険、土木工事保険の保険の契約期間について、技術提案により事業期間を短縮した場合、短縮した期間(引渡前倒予定日)までの契約としてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
26	事業費の算定及び支払い方法	3	第2	3	(1)	①	施設費	「施設費(割賦原価)は、令和15年4月1日以降事業期間にわたり、各事業年度の支払額の合計(施設整備費)が均等になるよう、年1回、全20回に分けて支払う」とありますが、本事業のように事業期間が長期に亘るPFI事業では、金利変動リスクが非常に高くなります。また、発注者も割賦払い期間が長期にわたることから割賦手数料総額が増加することから、割賦払い期間は施設整備期間と同期間(10年)を要望します。10年とする理由は、PFI事業の目的の一つである「行政予算の平準化」は施設整備期間内での平準化でも果たさせるためです。	要望されています割賦払い期間は、施設整備期間と同期間(10年)にはできません。

国道12号白石本通第二電線共同溝PFI事業 入札説明書等に関する質問に対する回答(第1回)

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
27	事業費の算定及び支払い方法	3	第2	3	(1)	②イ	基準金利	イ「基準金利は、本施設の引渡日(以下「金利確定日」という。)に確定することとし、以降は原則として割賦手数料の見直しは行わない。」と記載がありますが、本事業のように事業期間が長期に亘るPFI事業では、20年後の金利は予想不可能であり、金利の確定日以降の大幅な変動については、発注者との協議により金利の見直しを行うようご検討をお願い致します。	予算調達の条件により、基準金利の算定方法は、「事業費の算定及び支払い方法」に記載のとおりとします。
28	事業費の算定及び支払い方法	5	第3			(2)	詳細設計業務完了時	「なお、工事費のうち整備工事等費※に関しては工事費合意書に基づき事業費を確定する」とありますが、事業契約書の金額変更も行うようお願いします。	工事費合意書により確定された事業費が、当初の契約金額から増減する場合には、工事費合意書に基づき事業契約書の変更を行います。
29	事業費の算定及び支払い方法	6	第4	2	(1)	①カ	物価変動に基づく施設整備費の改定	「予期することのできない～施設設備費が著しく不適当となったとき～」とありますが、具体的な増加(減少)の数値等はございますでしょうか。	具体的な数値はありません。「事業費の算定及び支払い方法」第4.2.(1)①カに記載の通り、「アからオまでの規定にかかわらず、施設整備費の変更を請求することができる。」となります。
30	入札時積算数量図面書	1					数量総括表(調査・設計業務)	試掘に関して、数量の記載がありませんが、レーダ探査の実施計画に併せて設計変更協議を実施し計上するもの、と理解してよろしいでしょうか？	試掘実施の可否及び設計変更対象の可否は、発注者と協議の上、決定します。
31	入札時積算数量図面書	24					工事数量総括表(工事業務)	切削機運搬の費用は計上されていますが図面に切削範囲は明示されていません。これは詳細設計にて舗装の劣化状況を判断して実施計画を立案すると、理解してよろしいでしょうか？	当初、舗装切削は予定していないため、切削機運搬の費用について削除します。
32	入札時積算数量図面書						工事数量総括表	外側線の復旧費は計上されていますが、自転車走行(青矢印)の復旧費は計上されていません。このことは、電線共同溝整備後は自転車走行帯は不要と、理解してよろしいでしょうか？	自転車走行帯の施工の有無は、発注者と協議の上、決定します。
33	入札時積算数量図面書						工事数量総括表	土砂仮置場が札幌除雪STとなっていますが、越冬しての仮置きは可能であると、理解してよろしいでしょうか？	越冬しての仮置き可否は、発注者と協議の上、決定します。
34	入札時積算数量図面書						数量総括表	工事監理については、「設計業務等標準積算基準書」設計業務に基づき、その他原価・一般管理費を算出するという理解で宜しいでしょうか。 なお、各調整マネジメント業務・維持管理業務についても同様です。	ご認識のとおりです。
35	入札時積算数量図面書						数量総括表 工事業務 試掘調査 日当たり施工量の補正	事務連絡(国土交通省大臣官房技術調査課建設システム管理企画室長 平成23年3月31日 <a href="http://www.mlit.go.jp/common/000139689.pdf">http://www.mlit.go.jp/common/000139689.pdf</a> )によりますと、道路修繕工事、電線共同溝工事及び道路維持工事で、特定工種の日当たり作業量の補正の試行を行うとされていますが、今回事業の予定価格の算出にあたっては本試行を適用しているのでしょうか。適用している場合、本事務連絡に則り、入札時積算数量書の各要素で、日当たり作業量補正を実施していることを判別できる資料を提供願います。	本試行は適用していません。
36	入札時積算数量図面書							工事数量総括表に水替工の計上がありません。施工時、水替工が発生した場合、協議の上、設計変更対象と考えてよろしいでしょうか。	水替実施の可否及び設計変更対象の可否は、発注者と協議の上、決定します。
37	入札時積算数量図面書							添付2要求水準書24頁項(11)家屋調査、振動調査・騒音調査にて、「事業者は、事業損失防止のため、工事の実施前に近隣の家屋の調査を実施し、調査結果を工事段階へ確実に引き継がなければならない。家屋調査及び振動・騒音調査の費用については、札幌開発建設部と協議の上、設計変更の対象とする」との記載がありますが、工事数量総括表に家屋調査の計上がありません。地元住民様の要請及びその他の事情にて家屋調査(事前・施工中・事後を含め)が必要と判断される場合、協議の上、設計変更対象と考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
38	見積参考資料						別紙1	「下記項目の数量は、概略計算により算出したものであり、設計変更により精算することとする」と記載ありますが、精算とは詳細設計もしくは実数によるものか、ご教授願います。	「事業費の算定及び支払い方法 第3 事業費の確定 (3) 事業費確定に係る資料の提出」に記載のとおりです。
39	見積参考資料						別紙1	「下記項目の数量は、概略計算により算出したものであり、設計変更により精算することとする」と記載ありますが、設計変更の頻度について、ご教授願います。	「事業費の算定及び支払い方法 第3 事業費の確定 (3) 事業費確定に係る資料の提出」に記載のとおり、発注者と協議の上、決定します。

国道12号白石本通第二電線共同溝PFI事業 入札説明書等に関する質問に対する回答(第1回)

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
40	その他							他の電線共同溝PFI事業においては国債金利を採用していますが、事業者は利率が高い民間金融機関からの借入が必要となります。民間金融機関で採用されている一般的な金利を基に基準金利を確定していただくようご検討お願い致します。	入札説明書添付6「事業費の算定及び支払い方法」の第2章3.(1)②(イ)基準金利」に示すとおり、基準金利は国債金利20年ものとしませす。記載内容について、誤記があったため、修正します。
41	その他						スライド適用対象工事について	当該工事はスライド適用対象工事との認識でよろしいでしょうか。	本事業は、スライド適用対象工事ではありませんが、物価変動については、回答No.29のとおりです。
42	その他							遠隔地からの労務者及び交通誘導警備員確保及び建設資材調達が必要となった場合、それに要する間接工事費(渡航・手当・宿泊施設等)について、協議の上、設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	設計変更対象の可否は、発注者と協議の上、決定します。
43	その他							電力系特殊部の接地工について記載が見当たりませんが、接地工は本事業対象外と理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
44	その他							入札の積算における単価の適用年月日については、最新の年月日と思われませんが、R5.10月で宜しかったかご教授願います。	入札単価の適用年月日は、入札書提出期限日の年月のR5.12月となります。